



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第3号 令和6年1月29日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 5	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき知事指定薬物の指定の効力が失われた件	薬務課

徳島県告示第六十五号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年一月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 ニ・（エチルアミノ）・ニ・（三・ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン
・一・オン（通称 HXE、Hydroxetine）及びその塩類
- 2 化学名 N・エチル・四・ヒドロキシ・N・プロピルトリプタミン（通称 四・H
O・EPT）及びその塩類
- 3 化学名 エチルニ三・三・ジメチル・ニ・（一・ペンチル・一H・インダゾール・
三・カルボキシアミド）ブタノアート（通称 EDMB・PINACA）及
びその塩類

二 効力が失われた理由

- 一 に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため

三 効力が失われた日

令和六年一月二十九日